

(仮称) 古河市新公会堂整備・運営事業における特定事業の選定について

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）第 7 条の規定に基づき、(仮称) 古河市新公会堂整備・運営事業を特定事業として選定したので、PFI 法第 11 条第 1 項の規定により、特定事業の選定に当たっての客観的評価の結果を公表します。

1 事業方式

(仮称) 古河市新公会堂整備・運営事業は、PFI 法に基づき実施するものとし、事業者は(仮称) 古河市新公会堂の設計業務及び建設業務を行った後、市に所有権を移転し、事業期間中において維持管理業務及び運営業務を実施する BTO 方式 (Build Transfer Operate) とします。

2 事業期間

事業契約締結日から令和 30 年 3 月末日まで

設計・建設期間	事業契約締結日～令和 14 年 11 月末※ ※事業者の提案により終了時期の変更可能
開業準備期間	令和 14 年 12 月※～令和 15 年 3 月※ ※事業者の提案により開始・終了時期の変更可能
維持管理・運営期間	令和 15 年 3 月※～令和 30 年 3 月末 ※事業者の提案により開始時期の前倒し可能

3 事業範囲

統括管理業務、設計業務、建設業務、工事監理業務、開業準備業務、維持管理業務、運営業務、飲食提供事業、民間収益事業（任意）

4 事業の評価

(1) 定量的評価

市が自ら実施する場合の市の財政負担額と PFI 事業として実施する場合の市の財政負担額を事業期間中にわたり年度別に算出し、比較しました。

本事業を市が自ら実施する場合の財政負担額を 100%とした場合に、PFI 事業として実施する場合は 77.98%となり、22.02%の財政負担額の縮減が期待できます。

市が自ら実施する場合	PFI 事業として実施する場合
100%	77.98%

(2) 定性的評価

本事業を PFI 事業として実施した場合、次のような定性的な効果が期待できます。

- ・利用者ニーズに対応した文化施設の実現
- ・効果的・効率的な施設整備・維持管理・運営の実施
- ・事業期間にわたるサービスの水準の確保
- ・リスク分担の明確化とリスク管理の最適化

5 総合評価

(仮称) 古河市新公会堂整備・運営事業を PFI 事業として実施することにより、市が自ら実施する場合に比べ、事業期間全体を通じた市の財政負担額について 22.02%の縮減が期待できるとともに、公共サービスの水準の向上等の定性的効果も期待することができます。

以上により、(仮称) 古河市新公会堂整備・運営事業を特定事業として実施することが適当であると認め、PFI 法第 7 条に基づく特定事業として選定します。

6 今後のスケジュール

日 程		内 容	備 考
令和 8 年度	8 月 20 日	議会全員協議会 ・特定事業の選定 (VFM 含む)	・ホームページ公表
	9 月	第 3 回市議会定例会 ・債務負担行為の上程	
		議会全員協議会 ・募集要項	・ホームページ公表(公募開始)
	11 月中旬	・参加表明の締切	
	2 月	第 4 回審査委員会 ・参加資格審査結果の確認 ・審査方法の協議	
令和 9 年度	4 月中旬	・企画提案書の締切	
	5 月	第 5 回審査委員会 ・企画提案書の審査 ・事業者への質問事項の抽出	
	6 月上旬	第 6 回審査委員会 ・プレゼンテーション ・優先交渉者の決定	【答申③】 ・事業者の選定に関する事項 ※議会全員協議会後ホームページ公表
	9 月	第 3 回市議会定例会 ・事業契約の上程 ・指定管理者指定の上程 ・設置管理条例制定の上程	

7 参考資料

- (1) 別添資料 1 【(仮称)古河市新公会堂・未来産業用地(大堤地区)開発事業】
(仮称)古河市新公会堂整備・運営事業
特定事業の選定